

令和 5 年 5 月 25 日  
参考資料

# 住民監査請求の監査結果について

(都市再開発事業補助金に関する件)

県民から、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 5 項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別紙 2 のとおり通知しましたので、お知らせします。

## 1 請求書を受理した日

令和 5 年 3 月 28 日

## 2 請求人

(略)

## 3 監査結果の決定日

令和 5 年 5 月 22 日

## 4 監査結果の概要等

監査結果の概要は別紙 1、請求人に通知した文書は別紙 2 のとおり

(請求人の氏名住所は省略している。)

## 5 備考

請求人へ監査結果通知が到達したことを確認できた後に発表するため、監査結果の決定日と発表日が異なっています。

### 問合せ先

---

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054

## 住民監査請求の結果の概要

(都市再開発事業補助金に関する件)

### 住民監査請求の概要（請求人の主張）

請求人は、大和駅東側第4地区市街地再開発事業に対する都市再開発事業補助金に係る消費税還付金の返還に関して、知事や県職員等の不法行為により県が損害を被っており、損害賠償請求権を行使して損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているとして、知事に対して損害を補填する措置を講ずべきことを勧告することを求めている。

### 1 監査の結果

令和5年3月28日に受理した住民監査請求について、令和5年5月22日、監査委員の合議により、本件監査請求には理由がないと認め、請求を棄却した。

### 2 請求の要旨

請求人は、大和駅東側第4地区市街地再開発事業に対する都市再開発事業補助金に係る消費税還付金の返還に関して、知事や県職員等の不法行為により県が損害を被っており、損害賠償請求権を行使して損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているとして、知事に対して損害を補填する措置を講ずべきことを勧告することを求めており、県に損害を与えた不法行為として、消費税の還付金を返還の対象とするよう条例及びその細則等を整備していないことや、補助金の交付決定通知書で消費税の還付金を返還するよう教示していないことなどを挙げている。

### 3 判断の理由（要旨）（別紙2 P17～P19）

都市再開発事業補助金は、国費と県費を財源とする補助金で、その返還に関しては、補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律、県が定めた補助金等の交付等に関する規則及び都市再開発事業補助金要綱において規定されており、また、消費税法第60条第4項及び同法施行令第75条第3項の規定に基づき定められた国土交通省住宅局長通知及び県政策部長通知により、補助事業者の特定収入（補助金等）の割合が100分の5以下の場合に返還の可能性があるとされているが、大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「本件開発組合」という。）の特定収入割合は100分の5を超えており、返還は生じない。さらに、県は、補助金の交付額と確定額が同額であること、本件再開発組合が消費税の確定申告を行って確定した消費税仕入控除税額が0円であり、補助金返還相当額も0円であることを確認しており、補助金額の確定及び返還について、法令、通知等に基づき適正に処理されていると認められることから、県に返還すべき消費税の還付金額を返還しないことにより県に損害が生じているという請求人の主張には根拠がない。

また、本件再開発組合清算後の残余財産をYAMA TO文化森管理組合へ承継した行為が不当であるとの請求人の主張にも理由がない。

以上のとおり、違法又は不当な財産（損害賠償請求権）の管理を怠る事実は認められないことから、本件監査請求には理由がない。

監第 1059 号  
令和 5 年 5 月 22 日

請求人 (略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	堀	江	則	之
同	小	島	健	一

### 住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

令和 5 年 3 月 28 日に受理した住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

#### 第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

#### 第 2 請求の内容

##### 1 請求人から提出された令和 5 年 3 月 28 日付け請求書の内容

(原則、内容は原文「第 1. 請求の趣旨」及び「第 2. 請求の原因」のまま)

##### 第 1. 請求の趣旨

神奈川県知事は、県が、黒岩祐治、千葉吉生、鈴木吉明、筒浦浩久、柏木剛、森谷保、山中孝文、川崎俊明、齋藤貫、大和駅東側第 4 地区市街地再開発組合又は同清算人会若しくは細野敬能 (日本郵便株式会社)、相鉄企業株式会社、中丸要、有限会社中丸興産、田代益廣、蒲生清子、蒲生文衛、蒲生和子、大和市、山崎貞夫に対して有する損害賠償等の請求権を行使して、県の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が県知事に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

##### 第 2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 大和駅東側第 4 地区市街地再開発準備組合 (以下「本件準備組合」といい、認可後の本件準備組合を「本件再開発組合」という。) は、大和駅東側第 4 地区第一種市街地再開発事業 (以下「本件再開発事業」という。) を施行するため、平成 18 年 12 月 19 日、都市再開発法 (以下「法」という。) 第 11 条第 1 項の規定

に基づき、市街地再開発組合の設立認可を申請し、前神奈川県知事松沢成文（以下「松沢前知事」という。）は、平成19年3月23日、これを認可（以下「本件設立認可」という。）する。

2. 本件設立認可の先立ち、本件準備組合は、平成18年4月4日、都市再開発事業補助金等交付要綱（以下「補助金等交付要綱」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件再開発事業のうち、平成18年度の施行につき、『平成18年度都市再開発事業費補助金等交付申請書（大和駅東側第4地区）』をもって、再開発事業費補助金55,900,000円（以下「平成18年度県補助金」という。）の交付を申請し、松沢前知事は、平成18年4月18日、これを決定すると共に、平成19年2月9日、全額を交付する。なお、平成18年度県補助金の交付決定等に関する決裁権者は、県土整備局相模原土木事務所長千葉吉生（以下「千葉所長」という。）である。
3. 本件再開発組合は、平成19年4月24日、補助金等交付要綱第6条第1項の規定に基づき、本件再開発事業のうち、平成19年度の施行につき、『平成19年度都市再開発事業費補助金等交付申請書（大和駅東側第4地区）』をもって、再開発事業費補助金51,900,000円（以下「平成19年度県補助金」という。）の交付を申請し、松沢前知事は、平成19年5月22日、これを決定すると共に、平成20年4月8日、全額を交付する。なお、平成19年度県補助金の交付決定等に関する決裁権者は、千葉所長である。
4. 本件再開発組合は、平成25年11月11日、補助金等交付要綱第6条第1項の規定に基づき、本件再開発事業のうち、平成25年度の施行につき、『平成25年度都市再開発事業費補助金等交付申請書（大和駅東側第4地区）』をもって、再開発事業費補助金289,786,000円（以下「平成25年度県補助金」という。）の交付を申請し、現神奈川県知事黒岩祐治（以下「黒岩知事」という。）は、平成25年12月20日、これを決定すると共に、平成26年5月30日、全額を交付する。なお、平成25年度県補助金の交付決定等に関する決裁権者は、県土整備局事業管理部長鈴木吉明（以下「鈴木部長」という。）と県土整備局都市部都市整備課長森谷保（以下「森谷課長」という。）の合議である。
5. 本件再開発組合は、平成26年6月2日、補助金等交付要綱第6条第1項の規定に基づき、本件再開発事業のうち、平成26年度の施行につき、『平成26年度都市再開発事業費補助金等交付申請書（大和駅東側第4地区）』をもって、再開発事業費補助金712,500,000円（但し、都市・地域再生緊急促進事業補助金229,600,000円を含む。以下「平成26年度県補助金」という。）の交付を申請し、黒岩知事は、平成26年6月26日、これを交付決定すると共に、平成27年5月22日、494,900,000円、追って、平成27年9月29日、217,600,000円を交付する。なお、平成26年度県補助金の交付決定等に関する決裁権者は、鈴木部長と県土整備局都市部都市整備課長山中孝文（以下「山中課長」という。）の合議である。

6. 本件再開発組合は、平成 27 年 4 月 1 日、補助金等交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、本件再開発事業のうち、平成 27 年度の施行につき、『平成 27 年度都市再開発事業費補助金等交付申請書（大和駅東側第 4 地区）』をもって、再開発事業費補助金 41,600,000 円（以下「平成 27 年度県当初補助金」という。）、追って、平成 27 年 5 月 26 日、『平成 27 年度都市再開発事業費補助金等交付変更申請書（大和駅東側第 4 地区）』をもって、再開発事業費補助金 1,119,800,000 円（但し、都市・地域再生緊急促進事業補助金 199,500,000 円を含む。以下「平成 27 年度県追加補助金」という。）の計 1,161,400,000 円、（総称して、以下「平成 27 年度県補助金」という。）の交付を申請し、黒岩知事は、平成 27 年度県当初補助金につき平成 27 年 5 月 25 日、平成 27 年度県追加補助金につき平成 27 年 6 月 27 日、これを交付決定すると共に、平成 28 年 5 月 27 日、全額を交付する。なお、平成 27 年度県当初補助金の交付決定等に関する決裁権者は、鈴木部長と山中課長の合議であり、平成 27 年度県追加補助金の交付決定等に関する決裁権者は、県土整備局事業管理部長筒浦浩久（以下「筒浦部長」という。）と山中課長の合議である。
7. 本件再開発組合は、平成 28 年 4 月 1 日、補助金等交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、本件再開発事業のうち、平成 28 年度の施行につき、『平成 28 年度都市再開発事業費補助金等交付申請書（大和駅東側第 4 地区）』をもって、再開発事業費補助金 584,700,000 円（但し、都市・地域再生緊急促進事業補助金 189,500,000 円を含む。以下「平成 28 年度県補助金」という。）の交付を申請し、黒岩知事は、平成 28 年 5 月 31 日、これを交付決定すると共に、平成 28 年 9 月 30 日、全額を交付する。なお、平成 28 年度県補助金の交付決定等に関する決裁権者は、県土整備局県土整備経理課長柏木剛（以下「柏木課長」という。）と県土整備局都市部都市整備課長川崎俊明（以下「川崎課長」という。）の合議である。
8. 本件再開発組合は、本件再開発事業の施行に伴い建築された施設建築物（以下「本件再開発建物」という。）等の建設工事が平成 28 年 7 月末に竣工したことから、平成 29 年 3 月 6 日、本件再開発組合（認可後の本件再開発組合を「本件清算人会」という。）の解散認可を申請し、黒岩知事は、平成 29 年 3 月 31 日、これを認可する。
9. 本件清算人会は、本件再開発組合の解散に伴う清算事務の終了につき、令和 3 年 12 月 21 日、法第 49 条所定の『決算報告書』（以下「本件決算報告書」という。）の承認を申請し、黒岩知事は、令和 4 年 3 月 31 日、これを承認（以下「本件承認」という。なお、本件承認の決裁権者は、都市整備局都市部都市整備課長齋藤貫（以下「齋藤課長」という。）である。）するところ、本件決算報告書のうち、残余財産処分報告（その 2）には、清算事務年度における収入として、消費税及び地方消費税の還付金額 76,810,211 円（以下「本件消費税還付金」という。）及び上記に係る還付加算金 89,400 円の計 76,899,611 円（総称して、以下「本件

消費税還付金等」という。)を計上し、以って、差引最終残余財産の金額77,658,566円(以下「本件残余財産」という。)とした上で、「上記残余財産(本件残余財産)の金額に、普通預金利息及び解約利息を加算し、振込手数料を控除した残額を、YAMATO文化森管理組合(以下「本件管理組合」という。)に全体共用部不具合改善工事他、近隣対策費、電波障害対策費等に充てるための資金として承継する。」旨を決議し、77,657,106円(以下「本件譲渡金」という。)を本件管理組合に譲渡(以下「本件譲渡」という。なお、本件決算報告書においては、本件残余財産の移動を承継と称するところ、本件再開発事業の目的とは、本件再開発建物の建築であって、その後の管理を対象(範囲)としないことから、当該移動は、単なる譲渡に過ぎない。)したというのであるから、再開発補助金の趣旨に照らし、本件承認、以って、本件譲渡には残余財産処分報告(方法)につき、違法・不当な財産の管理又は処分、若しくは財産の管理を怠る事実が存するといわざるを得ない。すなわち、補助金等交付要綱第12条(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の変換)第1項本文は、「消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金等、負担金及び交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別表の名称に掲げる消費税仕入控除税額報告書により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。」旨を、かつ、2項は、「知事は、前項の報告書があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。」旨を規定することにより、県では、交付された再開発補助金が消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に使用されていないときは、例え、『消費税及び地方消費税の確定申告書』により、消費税(国税)が還付された場合であっても、その返還を対象外とするところ、再開発補助金(再開発事業費補助)とは、施行者が市街地再開発事業を施行するに当たり、事業費が不足する場合に限り、上限率(補助対象事業費の3分の1)を定め、その不足(額)を補うべき金種であることに鑑みれば、消費税に再開発補助金が包含するか否かにかかわらず、債務を清算した後の残余財産は、余剰の再開発補助金とし返還されるべきであり、このことは、市街地再開発事業における収入とは、概ね、「保留床処分金(譲渡益)」と「再開発補助金」で構成されることから、当該再開発補助金は、当該保留床処分金(譲渡益)において、施設建築物(再開発建物)の建築費全額を補えない場合に限り、補助対象事業費の3分の1を限度に、資金計画される収入の補助であることからでも明らかなのである。なお、本件承認では、税理士法人笹本税務会計社に対し、消費税還付申告業務として7,938,000円、また、山田法律事務所に対し、法律相談料として1,296,000円もの報酬が支払われているところ、経験則上、市場価格に乖離し、一般取引通念を欠くような報酬は、補助金を要する市街地再開発事業における経費として認容(承認)でき得ないことを付言する。

10. ところで、本件清算人会は、本件消費税還付金を76,810,211円と報告すると

ころ、その算定根拠とは、『平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書』（以下「本件確定申告書」という。）において、①に、課税標準額を 10,115,299,000 円、②に、消費税額を 637,263,837 円（①×6.3%）、③に、控除対象仕入税額を 698,223,710 円とした上で、④に、控除不足還付税額を 60,959,873 円（③-②）と算定し、以って、返還額となる 15,850,338 円（税率 4%につき控除対象仕入税額 30,197,187 円×25/100 と税率 6.3%につき控除対象仕入税額 30,762,686 円×17/63 の合計額である。）を加算したものである。しかしながら、市街地再開発事業における消費税等の確定申告書に記入すべき課税標準額とは、概ね、保留床処分金のうち土地価格を控除した建物価額であり、これを本件についてみると、本件再開発建物に係る保留床のうち、大和市が取得する保留床（公益施設）の建物価額は 10,818,443,000 円、山崎貞夫が取得する保留床（神社 1 ないし 3）の建物価額は 81,521,190 円、横浜ビルシステム株式会社が取得する保留床（店舗 1－5、但し、造作を含まない。）の建物価額は 38,235,604 円、同（店舗 2－1、但し、造作を含まない。）の建物価額は 17,444,066 円、細野敬能が取得する保留床（店舗 1－6、但し、造作を含まない。）の大凡 15,578,501 円であることから、課税標準額は、最低でも大凡 10,971,222,000 円となり、消費税額は、大凡 639,987,950 円（10,971,222,000 円×6.3/108）と算定でき、他方、控除対象仕入税額（仕入控除税額）については、本件再開発組合は、平成 18 年度事業では、①現況測量業務（日本都市整備株式会社）につき 4,830,000 円、②建物等現況調査業務（株式会社総合不動産コンサルタント）につき 54,600,000 円、③土地建物権利調査・評価業務（株式会社総合不動産コンサルタント）につき 15,750,000 円、④資金計画作成業務（株式会社松田平田設計）につき 39,900,000 円、⑤施設建築物基本設計業務（株式会社松田平田設計横浜事務所）につき 53,550,000 円、平成 19 年度事業では、⑥確定測量業務（日本都市整備株式会社）につき 3,150,000 円、⑦権利変換計画作成業務（株式会社総合不動産コンサルタント）につき 51,450,000 円、⑧法第 70 条登記業務（小川登記総合事務所）につき 819,000 円、⑨地盤調査業務（ツルミ技術株式会社）につき 2,047,500 円、⑩施設建築物等実施設計業務（株式会社松田平田設計横浜事務所）につき 105,000,000 円、平成 25 年度事業では、⑪解体除去工事（清水建設株式会社横浜支店）につき 145,950,000 円、平成 26 年度事業では、⑫施設建築物等建設工事監理業務（株式会社佐藤総合計画）につき 270,000,000 円、⑬施設建築物等建設工事（株式会社清水建設）につき 15,730,200,000 円、平成 28 年度事業では、⑭法 101 第条登記業務（土地家屋調査士法人小川事務所/司法書士法人小川事務所）につき 6,966,000 円の計 16,484,212,500 円を支払うところ、そのうち、課税仕入れ等に係る消費税は、消費税 4%適用分につき、上記①ないし⑪の計 477,046,500 円に係る 22,716,500 円、また、消費税 6.3%適用分につき、上記⑫ないし⑭の計 16,007,166,000 円に係る 1,185,716,000 円の計 1,208,432,500 円と算定することによって、本件

再開発事業において、本件清算人会（本件再開発組合）が還付を受けるべき消費税（国税）の額は、568,444,550円（1,208,432,500円-639,987,950円、但し、仕入控除税額の算出については、一括比例配分方式とし、かつ、課税売上割合については、本件清算人会が県に提出した『平成28年度消費税仕入控除税額報告書』（以下「本件仕入控除税額報告書」という。）に添付された『第11号様式（別紙）積算の内訳』（以下「本件別紙」という。）に明記する99.999856%を援用することにより、課税期間中の課税売上げに係る消費税から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税の全額を控除する。）となることから、本件確定申告書は、不実記載による不適切な申告といわざるを得ず、このことにより、本来、県に返還されるべき補助金の額は272,853,384円（大和市との案分率を48%と設定）程度存することはいうまでもない。なお、実務における正確な消費税（国税）の還付金を積算（算定）するには、仕入控除税額を個別対応方式と選択するにつき、県及び大和市において情報公開請求の対象とならない本件再開発組合が独自に保有する積算資料を要することから、本件においては、上記を参考に、相当額の還付金が存する事実を説明するものである。

《請求の相手方に対する不法行為について》

11. 相手方に対する請求原因について

- ①. 黒岩祐治は、県の知事として、本件再開発補助金に関する決裁権者の管理監督義務者であると共に、本件補助金等交付要綱のうち、返還の条項を、第12条（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）のみに留め、必ず、発生する消費税（国税）の還付金を対象とするよう条例及びその細則等（本件補助金等交付要綱を含む。）を整備しない不作為により、県に損害を与えた不法行為者である。
- ②. 千葉吉生は県土整備局相模原土木事務所の所長、鈴木吉明、筒浦浩久は県土整備局事業管理部の部長、柏木剛は県土整備局県土整備経理課の課長として、また、森谷保、山中孝文、川崎俊明は県土整備局都市部都市整備課の課長として、本件補助金等交付要綱のうち、返還の条項を、第12条（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）のみに留め、必ず、発生する消費税（国税）の還付金を対象とするよう条例及びその細則等（本件補助金等交付要綱を含む。）を整備しない不作為は固より、各年度の『都市再開発事業費補助金等交付決定通知書』に消費税（国税）の還付金を返還するよう教示しない不作為により、県に損害を与えた不法行為者である。
- ③. 齋藤貫は、県土整備局都市部都市整備課の課長として、本件決算報書の記載内容を精査することなく、これを承認し、以って、本件清算人会による本件譲渡金の不当譲渡を認諾（黙認）した不作為は固より、正確な消費税（国税）の還付金を確認しない作為義務違反により、県に損害を与えた不法行為者である。
- ④. 大和駅東側第4地区市街地再開発組合は、『消費税及び地方消費税確定申告書』に虚偽の内容を記載し、本来、県に返還されるべき消費税（国税）の還付金を低



額に抑えることにより、県に損害を与えた不法行為者である。

⑤. 大和駅東側第4地区市街地再開発組合清算人会は、本件清算報告書において、本件残余財産を本件管理組合に承継する旨を決算し、本来、県に返還されるべき消費税（国税）の還付金を不当に本件管理組合に譲渡したことにより、県に損害を与えた不法行為者である。

⑥. 細野敬能（日本郵便株式会社）、相鉄企業株式会社、中丸要、有限会社中丸興産、田代益廣、蒲生清子、蒲生文衛、蒲生和子、大和市、山崎貞夫は、本件再開発組合が解散したことにより、本件において、本件再開発組合の構成員として、本件再開発組合が県に対する負担すべき損害（債務）を承継する義務者である。

12. 以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

## 2 請求人

氏名 （略）

住所 （略）

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

（原則、題名は請求人から提出された「別紙 事実証明書」のまま）

甲第1号証の1	市街地再開発組合設立認可申請書	甲第10号証の1	決算報告書承認申請書
甲第1号証の2	設立認可書（神奈川県指令相土第363号）	甲第10号証の2	決算報告承認書（神奈川県指令都整第1755号）
甲第2号証の1①	平成18年度都市再開発事業費補助金等交付申請書	甲第11号証	決算報告書
甲第2号証の1②	別紙3	甲第11号証①	残余財産処分報告（その2）
甲第2号証の2①	平成18年度都市再開発事業費補助金等交付決定通知書	甲第11号証②	収支決算（確定）
甲第2号証の2②	交付決定起案	甲第11号証③	連年収支計算書
甲第2号証の3	支出命令票起案	甲第11号証④	資金承継に関する覚書
甲第3号証の1①	平成19年度都市再開発事業費補助金等交付申請書	甲第12号証の1	別紙0（平成26年度大和市分）
甲第3号証の1②	別紙3	甲第12号証の2	別紙0（平成27年度大和市分）
甲第3号証の2①	平成19年度都市再開発事業費補助金等交付決定通知書	甲第12号証の3	別紙0（平成28年度大和市分）
甲第3号証の2②	交付決定起案	甲第13号証	消費税及び地方消費税確定申告書
甲第3号証の3	支出命令票起案	甲第14号証	平成18年度都市再開発事業費補助金等の状況報告書
甲第4号証の1①	平成25年度都市再開発事業費補助金等交付申請書	甲第15号証	平成19年度都市再開発事業費補助金等の状況報告書
甲第4号証の1②	別紙3	甲第16号証	事業計画作成費等支払内訳（平成25年度）
甲第4号証の2①	平成25年度都市再開発事業費補助金等交付決定通知書	甲第17号証	事業計画作成費等支払内訳（平成28年度）
甲第4号証の2②	交付決定起案	甲第18号証	保留床譲渡変更契約書（第二回）
甲第4号証の3	支出命令票起案	甲第19号証①	権利変換計画書（五）
甲第5号証の1①	平成26年度都市再開発事業費補助金等交付申請書	甲第19号証②	権利変換計画書（六）のうち、施設建築敷地の価額
甲第5号証の1②	別紙3	甲第20号証	大和駅東側第4地区市街地再開発事業に伴う施設建築物等 建設工事（平成28年度）
甲第5号証の2①	平成26年度都市再開発事業費補助金等交付決定通知書	甲第21号証	譲渡する保留床（別紙）
甲第5号証の2②	交付決定起案	甲第22号証①	平成28年度消費税仕入控除税額報告書
甲第5号証の3①	支出命令票起案	甲第22号証②	第11号様式（別紙）積算の内訳
甲第5号証の3②	支出命令票起案	甲第23号証①	委託契約書（現況測量業務）
甲第6号証の1①	平成27年度都市再開発事業費補助金等交付申請書	甲第23号証②	委託契約書（建物現況調査業務）
甲第6号証の1②	別紙3	甲第23号証③	委託契約書（土地建物権利調査・評価業務）
甲第6号証の2①	平成27年度都市再開発事業費補助金等交付決定通知書	甲第23号証④	委託契約書（資金計画作成業務）
甲第6号証の2②	交付決定起案	甲第23号証⑤	委託契約書（施設建築物基本設計業務）
甲第7号証の1①	平成27年度都市再開発事業費補助金等交付変更申請書	甲第23号証⑥	委託契約書（確定測量業務）
甲第7号証の1②	別紙3	甲第23号証⑦	委託契約書（権利変換計画作成業務）
甲第7号証の2①	平成27年度都市再開発事業費補助金等変更交付決定通知書	甲第23号証⑧	委託契約書（都市再開発法第70条登記業務）
甲第7号証の2②	交付決定起案	甲第23号証⑨	委託契約書（地盤調査業務）
甲第7号証の3	支出命令票起案	甲第23号証⑩	委託契約書（施設建築物等実施設計業務）
甲第8号証の1①	平成28年度都市再開発事業費補助金等交付申請書	甲第23号証⑪	工事請負契約書（解体除却工事）
甲第8号証の1②	別紙3	甲第23号証⑫	委託契約書（施設建築物等建設工事監理業務）
甲第8号証の2①	平成28年度都市再開発事業費補助金等交付決定通知書	甲第23号証⑬	工事請負変更契約書（施設建築物等建設工事）
甲第8号証の2②	交付決定起案	甲第23号証⑭	委託契約書（都市再開発法第101条登記業務）
甲第8号証の3	支出命令票起案		
甲第9号証の1	決算報告書承認申請書		
甲第9号証の2	解散認可書（神奈川県指令都整第331号）		

### 第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和5年3月28日付けをもって受理した。

#### 第4 監査の実施

##### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

###### (1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった

###### (2) 陳述の内容

請求人から陳述を行わない旨の申し出があったので、陳述は実施しなかった。

##### 2 請求人から提出された令和5年4月10日付け補正書の内容

(令和5年4月13日に請求人から補正書の提出を受け付けた。なお、原則、内容は原文のままである。)

令和5年3月28日に提出した神奈川県職員措置請求書について、次のとおり補正致します、

##### 第1. 補正の内容

補正箇所	補正前【誤】	補正後【正】
「第2. 請求の原因《行為事実について》6.」(神奈川県職員措置請求書3枚目)	再開発事業費補助金 <u>1,119,800,000</u> 円(但し、都市・地域再生緊急促進事業補助金199,500,000円を含む。以下「平成27年度県追加補助金」という。)の計1,161,400,000円(総称して、以下「平成27年度県補助金」という。)の交付を申請し、黒岩知事は、平成27年度県当初補助金につき平成27年5月25日、平成27年度県追加補助金につき平成27年6月 <u>27</u> 日、これを交付決定すると共に、平成28年5月27日、全額を交付する。	再開発事業費補助金 <u>1,119,800,000</u> 円(但し、都市・地域再生緊急促進事業補助金199,500,000円を含む。以下「平成27年度県追加補助金」という。)の計1,161,400,000円(総称して、以下「平成27年度県補助金」という。)の交付を申請し、黒岩知事は、平成27年度県当初補助金につき平成27年5月25日、平成27年度県追加補助金につき平成27年6月 <u>26</u> 日、これを交付決定すると共に、平成28年5月27日、全額を交付する。
「第2. 請求の原因《行為事実について》8.」(神奈川県職員措置請求書4枚目)	本件再開発組合( <u>認可後</u> の本件再開発組合を「本件清算人会」という。)の解散認可を申請し、黒岩知事は、平成29年3月31日、これを認可する。	本件再開発組合( <u>解散認可後</u> の本件再開発組合を「本件清算人」という。)の解散認可を申請し、黒岩知事は、平成29年3月31日、これを認可する。
「第2. 請求の原因《請求の相手方に対	細野敬能(日本郵便株式会社)、相鉄企業株式会社、中丸要、有限会社中丸興産、田代益廣、 <u>蒲生清子</u> 、蒲生文衛、	細野敬能(日本郵便株式会社)、相鉄企業株式会社、中丸要、有限会社中丸興産、田代益廣、 <u>          </u> 蒲生文衛、

<p>する不法行為について》11. 相手方に対する請求原因について⑥。」 (神奈川県職員措置請求書9枚目)</p>	<p>蒲生和子、大和市、山崎貞夫は、本件再開発組合が解散したことにより、本件において、本件再開発組合の構成員として、本件再開発組合が県に<u>対する</u>負担すべき損害(債務)を継承する義務者である。</p>	<p>蒲生和子、大和市、山崎貞夫は、本件再開発組合が解散したことにより、本件において、本件再開発組合の構成員として、本件再開発組合が県に<u>対して</u>負担すべき損害(債務)を継承する義務者である。</p>
<p>「第1. 請求の趣旨」(神奈川県職員措置請求書1枚目)</p>	<p>神奈川県知事は、県が、黒岩祐治、千葉吉生、鈴木吉明、筒浦浩久、柏木剛、森谷保、山中孝文、川崎俊明、齊藤貫、大和駅東側第4地区市街地再開発組合又は同清算人会若しくは細野敬能(日本郵便株式会社)、相鉄企業株式会社、中丸要、有限会社中丸興産、田代益廣、<u>蒲生清子、蒲生文衛、蒲生和子、大和市、山崎貞夫</u>_____ <u>_____</u>に対して有する損害賠償等の請求権を行使し・・・</p>	<p>神奈川県知事は、県が、黒岩祐治、千葉吉生、鈴木吉明、筒浦浩久、柏木剛、森谷保、山中孝文、川崎俊明、齊藤貫、大和駅東側第4地区市街地再開発組合又は同清算人 <u>若しくは細野敬能</u>(日本郵便株式会社)、相鉄企業株式会社、中丸要、有限会社中丸興産、田代益廣、_____ <u>蒲生文衛、蒲生和子、大和市、山崎貞夫、YAMATO文化森管理組合</u>に対して有する損害賠償等の請求権を行使し・・・</p>

第2. 補充として、

上記の如く、請求の趣旨に、YAMATO文化森管理組合(本件管理組合)を追加することにより、《請求の相手方に対する不法行為について》11. 相手方に対する請求原因についてにつき、

- ⑦. YAMATO文化森管理組合は、本件再開発組合又は本件清算人から本件譲渡金を受領等した不当利得の返還義務者である。  
を追完する。

3 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について、以下のとおり主張していると認められる。

本件監査請求において、請求人は、知事や県職員等の不法行為により県は損害を被っており、損害賠償等の請求権を行使して損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているとして、知事に対し、損害を補填する措置を講ずべきことを勧告することを求めており、県に損害を与えた不法行為を以下のとおり列挙している。

- ① 都市再開発事業補助金の返還について、必ず発生する「消費税(国税)の還付金を対象とするよう条例及びその細則等(本件補助金等交付要綱を含む。)を整備しない」知事及び県土整備局職員の不作為

- ② 同様に、「各年度の『都市再開発事業費補助金等交付決定通知書』に消費税(国税)の還付金を返還するよう教示しない」県土整備局職員の不作為
- ③ 大和駅東側第4地区市街地再開発組合清算人(以下「本件清算人」という。)から提出された大和駅東側第4地区第一種市街地の再開発事業決算報告書の記載内容を精査せずに承認したことにより、決算報告書における最終残余財産の金額(以下「本件残余財産」という。)に普通預金利息及び解約利息を加算して振込手数料を控除した残額(以下「本件譲渡金」という。)をYAMATO文化森管理組合(以下「本件管理組合」という。)へ承継する「不当譲渡を認諾(黙認)した」都市整備課長の不作為及び「正確な消費税(国税)の還付金を確認しない」同人の作為義務違反
- ④ 消費税及び地方消費税確定申告書の虚偽記載により、「本来、県に返還されるべき消費税(国税)の還付金を低額に抑える」大和駅東側第4地区市街地再開発組合(以下「本件再開発組合」という。)の行為
- ⑤ 本件譲渡金を本件管理組合へ承継する旨を決算することにより、「本来、県に返還されるべき消費税(国税)の還付金を不当に本件管理組合に譲渡した」本件清算人の行為
- ⑥ 本件管理組合は、本件譲渡金を受領した不当利得の返還義務者である。

こうした請求人の主張を踏まえ、監査の実施に当たっては、消費税(国税)の還付金が都市再開発事業補助金として県に返還されるべきか否か、本件残余財産を本件管理組合へ承継した行為が不当であるか否かについて調査し、損害賠償請求権の行使を怠る事実の有無を監査することとした。

#### 4 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、都市再開発事業補助金の執行事務及び市街地再開発組合に関する事務を所管する県土整備局都市部都市整備課(以下「都市整備課」という。)を選定した。そして、令和5年4月24日10時から県庁新庁舎3階第2監査室において職員調査を実施し、都市再開発事業補助金の返還及び本件再開発組合の解散に伴う残余財産の処分等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。

都市整備課の主張の要旨は、次のとおりであった。

##### (1) 県が大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金について

大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合(以下「本件準備組合」という。)及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金は次のとおり。

●平成 18 年度分の補助金について

平成18年 4月 4日	本件準備組合が交付を申請（申請額：55,900千円）
同月 18日	知事（決裁者：相模原土木事務所長）が交付を決定
平成19年 2月 9日	本件準備組合に交付（交付額：55,900千円）

●平成 19 年度分の補助金について

平成19年 4月 24日	本件再開発組合が交付を申請（申請額：51,900千円）
同年 5月 22日	知事（決裁者：相模原土木事務所長）が交付を決定
平成20年 4月 8日	本件再開発組合に交付（交付額：51,900千円）

●平成 25 年度分の補助金について

平成25年 11月 11日	本件再開発組合が交付を申請（申請額：289,786千円）
同年 12月 20日	知事（決裁者：県土整備局事業管理部長）が交付を決定
平成26年 5月 30日	本件再開発組合に交付（交付額：289,786千円）

●平成 26 年度分の補助金について

平成26年 6月 2日	本件再開発組合が交付を申請（申請額：712,500千円） ※ 申請額には都市・地域再生緊急促進事業(以下「都市緊」という。)229,600千円含む。
同月 26日	知事（決裁者：県土整備局事業管理部長）が交付を決定
平成27年 5月 22日	本件再開発組合に現年分を交付（交付額：494,900千円） ※ 交付額には都市緊157,100千円含む。
同年 9月 29日	本件再開発組合に繰越分を交付（交付額：217,600千円） ※ 交付額には都市緊72,500千円含む。

●平成 27 年度分の補助金について

平成27年 4月 1日	本件再開発組合が交付を申請（申請額：41,600千円）
同年 5月 25日	知事（決裁者：県土整備局事業管理部長）が交付を決定
同月 26日	本件再開発組合が変更交付を申請（申請額：1,161,400千円） ※ 申請額には都市・地域再生緊急促進事業(以下「都市緊」という。)199,500千円含む。
同年 6月 26日	知事（決裁者：県土整備局事業管理部長）が交付を決定
平成28年 5月 27日	本件再開発組合に交付（交付額：1,161,400千円） ※ 交付額には都市緊199,500千円含む。

●平成 28 年度分の補助金について

平成28年 4月 1日	本件再開発組合が交付を申請（申請額：584,700千円） ※ 申請額には都市・地域再生緊急促進事業（以下「都市緊」という。）189,500千円含む。
同年 5月 31日	知事（決裁者：県土整備局経理課長）が交付を決定
同年 9月 30日	本件再開発組合に交付（交付額：584,700千円） ※ 交付額には都市緊189,500千円含む。

(2) 県が本件準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金の財源について

都市再開発事業補助金は、国の社会資本整備総合交付金を活用したもので、原則として、県が組合等の施行者に補助する費用の2分の1が国費となっている（社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー16-（1）等の規定による。）。

なお、国の社会資本整備総合交付金による市街地再開発事業の補助には、さらに補助を上乗せする形の都市・地域再生緊急促進事業という補助があり、同事業における国費は10分の10とされ、活用にあたって県費の負担は無い。（同要綱附属第Ⅲ編イー16-（17）の規定による。）

大和駅東側第4地区では、平成26年度から28年度分の補助金について、都市・地域再生緊急促進事業を含んだ額となっている。

(3) 都市再開発事業補助金の返還について、「必ず、発生する消費税（国税）の還付金を対象とする」べきとの請求人の主張に対し、法令、条例・規則等ではどのように定められ、本件において県は具体的にどのように対応したか

補助金の返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項に「各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。」と規定されており、県の補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）第16条第2項においても同様の規程がある。

本件において、県は交付額と確定額が同額であることを確認し、補助金の返還は求めなかった。

都市再開発事業補助金については、都市再開発事業補助金等交付要綱第12条に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を補助対象経費とする場合は、消費税仕入控除税額報告書の提出が定められており、この報告があった場合、必要に応じて補助金等の一部の返還を命じることになる。

具体的には、政策部長通知「補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成20年8月21日、財第83号）」及び「補助事業等における消費税相当額の取扱

いに係る参考資料について（平成 27 年 11 月 17 日付け事務連絡）」に基づき、組合の特定収入割合が 100 分の 5 を超えない場合に、補助金返還の可能性があるが、これらの通知で定める 100 分の 5 の基準は、特定収入割合が 100 分の 5 を超える場合における仕入税額控除の特例を定めた消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項及び同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 75 条第 3 項の規定に基づいて定められたものであり、同様に、国土交通省住宅局長通知「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総発第 37 号）」も消費税法及び同法施行令に基づき 100 分の 5 を基準としている。

本件において、消費税等を補助対象経費としていたため、県は、消費税仕入控除税額報告書の提出を求め、本件再開発組合の特定収入割合が 100 分の 5 を超えていることを確認したことから、補助金の返還は求めなかった。また、補助金の国費部分について国への返還が生じないことも国土交通省に確認している。

#### (4) 本件再開発組合の解散について

平成29年	3月	31日	本件再開発組合の解散認可
令和3年	3月	26日	本件再開発組合の清算総会
同年	12月	21日	本件再開発組合が県への決算報告書承認申請書の提出について大和市へ進達依頼
	同月	28日	大和市が決算報告書承認申請書を県へ進達
令和4年	1月	21日	厚木土木事務所を経由して都市整備課が決算報告書承認申請書および大和市からの進達書を收受
同年	3月	31日	本件再開発組合の決算報告の承認

#### (5) 本件再開発組合の解散に伴う本件残余財産の処分について、「本来、県に返還されるべき消費税（国税）の還付金を不当に本件管理組合に譲渡した」との請求人の主張に対し、本件残余財産の処分について法令等ではどのように定められ、本件においてはどのように評価すべきか

本件準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金は、交付額と確定額が同額で、未執行による補助金返還の必要が無いことを確認済である。

本件再開発組合の本件残余財産は、主に組合が納めた消費税の還付金であり、組合の特定収入割合が 100 分の 5 を超える場合は、県政策部長通知「補助事業等における消費税相当額の取扱いについて（平成 20 年 8 月 21 日、財第 83 号）」及び「補助事業等における消費税相当額の取扱いに係る参考資料について（平成 27 年 11 月 17 日付け事務連絡）」により、補助金減額の可能性は無いとされている。

本件再開発組合の特定収入割合は、県に提出された消費税仕入控除税額報告書において 100 分の 5 を超えていることから、消費税還付金に対しても、補助金減額の可能性が無いことを確認し、国交付金の返還が生じないことについても国へ確認済である。

残余財産の処分制限については、「清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、



その残余財産を処分することができない」（都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 48 条）とされている。

また、同法の逐条解説によると、「残余財産の処分は、普通、組合員に還元する形で行われることとなる」と解説されている。

本件再開発組合による本件残余財産の処分は、全体共用部分不具合改善工事や近隣対策費、電波障害対策費に充てるための資金として、当該組合員が所属する本件管理組合への承継という形で還元したものである。

以上により、本件再開発組合の本件残余財産に返還が必要な補助金は含まれておらず、本件管理組合への本件残余財産の承継は違法・不当ではない。

## 第 5 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による都市整備課からの説明、提出書類等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 県が本件準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金について

県は、本件準備組合及び本件再開発組合に対し、「第 4 監査の実施—4 監査対象箇所への調査—(1) 県が大和駅東側第 4 地区市街地再開発準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金について」のとおり交付した。

都市再開発事業補助金は、県費と国費の 2 分の 1 ずつでまかなっており、大和駅東側第 4 地区に係る平成 26 年度分から平成 28 年度分の都市再開発事業補助金には、都市・地域再生緊急促進事業における国費がさらに上乗せされている。

#### (2) 県が本件準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金の返還について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 18 条において、各省各庁の長は、「補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているとき」（同条第 1 項）又は「補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているとき」（同条第 2 項）は、期限を定めて、その返還を命じなければならない、と規定されている。

また、補助金の交付等に関する規則第 16 条において、知事は、「補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているとき」（同条第 1 項）又は「補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでに確定額をこえる補助金等が交付されているとき」（同条第 2 項）は、期限を定めて、その返還を命じなければならない、と規定されている。なお、補助金等の額の確定について、知事は、同規則第 12 条の規定による実績報告を受け、「その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたと

きは、交付すべき補助金等の額を確定する」(同規則第13条)と規定されている。

上記の定めを前提に、本件準備組合及び本件再開発組合に交付した都市再開発事業補助金について都市整備課からの説明、提出書類を確認したところ、交付の決定を取り消した事実はなく、交付額と確定額は同額であった。

さらに、都市再開発事業補助金交付要綱において、消費税等を都市再開発事業補助の対象経費とする場合は、補助事業者が知事に消費税仕入控除税額報告書を提出し、報告を受けた知事が必要に応じて都市再開発事業補助金の一部の返還を命ずるものとされている。

「補助事業等における消費税相当額の取扱いについて(通知)」(平成20年8月21日付け財第83号)及び「補助事業等における消費税相当額の取扱いに係る参考資料について(送付)」(平成27年11月17日付け事務連絡)によると、補助事業者の特定収入割合(特定収入の合計額を、税抜課税売上高、免税売上高、非課税売上高及び特定収入の合計額で除した値をいう。特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、補助金、負担金など一定の収入で、非課税仕入れに用途が限定されないものをいう。以下同じ。)が100分の5以下の場合に都市再開発事業補助金の返還の可能性があるが、上記通知等で定める100分の5の基準は、特定収入割合が100分の5を超える場合における仕入税額控除の特例を定めた消費税法第60条第4項及び同法施行令第75条第3項の規定に基づいて定められたものであり、同様に、国土交通省住宅局長通知「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて(平成17年9月1日付け国住総発第37号)」も消費税法及び同法施行令に基づき100分の5を基準としており、適正なものであると確認できる。

本件において、本件再開発組合が県に提出した消費税仕入控除税額報告書を確認したところ、本件再開発組合の特定収入割合は100分の5を超えていたため、都市再開発事業補助金の返還は生じない。なお、都市整備課は、国費部分について国への返還が生じないことを国土交通省に確認している。

### (3) 本件再開発組合の解散について

本件再開発組合における解散手続は、「第4 監査の実施—4 監査対象箇所への調査—(4) 本件再開発組合の解散について」のとおりである。

### (4) 本件残余財産の処分について

「改訂8版[逐条解説]都市再開発法解説」によると、「残余財産を処分する」(都市再開発法第48条)とは、組合員に還元する形で行われると解説されている。

そして、本件再開発組合での決議を経て、本件再開発組合と本件管理組合の間で合意した令和3年3月26日付け「資金承継に関する覚書」を確認したところ、本件再開発組合は、大和駅東側第4地区市街地再開発事業により整備された再開発ビルに関し、将来発生する可能性のある支出(近隣対策費、電波障害対策費及び全体共用部分不具合改善工事費)に充当するための資金として、本件残余財産を本件管理組合に

承継した。

## 2 判断の理由

本件監査請求において、請求人は、知事や県職員等の不法行為により県は損害を被っており、損害賠償等の請求権を行使して損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているとして、知事に対し、損害を補填する措置を講ずべきことを勧告することを求めており、県に損害を与えた不法行為を以下の通り列挙している。

- ① 都市再開発事業補助金の返還について、必ず発生する「消費税(国税)の還付金を対象とするよう条例及びその細則等(本件補助金等交付要綱を含む。)を整備しない」知事及び県土整備局職員の不作為
- ② 同様に、「各年度の『都市再開発事業費補助金等交付決定通知書』に消費税(国税)の還付金を返還するよう教示しない」県土整備局職員の不作為
- ③ 大和駅東側第4地区市街地再開発組合清算人(以下「本件清算人」という。)から提出された大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業決算報告書の記載内容を精査せずに承認したことにより、決算報告書における最終残余財産の金額(以下「本件残余財産」という。)に普通預金利息及び解約利息を加算して振込手数料を控除した残額(以下「本件譲渡金」という。)をYAMATO文化森管理組合へ承継する「不当譲渡を認諾(黙認)した」とする県土整備局都市整備課長の不作為及び「正確な消費税(国税)の還付金を確認しない」同人の作為義務違反
- ④ 消費税及び地方消費税確定申告書の虚偽記載により、「本来、県に返還されるべき消費税(国税)の還付金を低額に抑え」たとする大和駅東側第4地区市街地再開発組合(以下「本件再開発組合」という。)の行為
- ⑤ 本件譲渡金をYAMATO文化森管理組合(以下「本件管理組合」という。)へ承継する旨を決算することにより、「本来、県に返還されるべき消費税(国税)の還付金を不当に本件管理組合に譲渡した」本件清算人の行為
- ⑥ 本件管理組合は、本件譲渡金を受領した不当利得の返還義務者である。

上記のうち④、⑤及び⑥については、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実には該当しないが、これらの行為を含め、①、②及び③の行為により、県へ返還されるべき消費税の還付金が返還されずに県に損害が生じ、その損害を賠償する請求権を行使しないことが、法第242条第1項に規定されている財産(損害賠償請求権)の管理を怠る事実該当するか否かについて、以下の通り判断を行った。

### (1) 都市再開発事業補助金における消費税の還付金は県へ返還すべきであり、返還しないことにより県に損害が生じているとの主張について

県が大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合及び大和駅東側第4地区市街地再開発組合に交付した都市再開発事業補助金(以下「本件補助金」という。)は、「1 認定した事実」のとおり、その財源は国費と県費が2分の1ずつとなっており、その返

還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）第 18 条第 1 項において、交付決定を取り消した場合は返還を命じなければならない旨が定められ、同条第 2 項において、「各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない」と規定されており、さらに、平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号国土交通省住宅局長通知（住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について）において、「補助金の額の確定後、消費税の申告により消費税仕入控除額が明らかになる場合」は、「消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還する」とされている。

また、補助金等の交付等に関する規則（以下「補助金交付規則」という。）第 16 条第 1 項において、交付決定を取り消した場合は返還を命ずるものとされ、また、同条第 2 項において、「知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでに確定額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額をこえる部分の補助金等を返還させる」と規定され、額の確定については、補助金交付規則第 13 条により、同規則第 12 条の規定による実績報告を受け、「その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定する」と規定されており、さらに、平成 20 年 8 月 21 日付け財第 83 号政策部長通知（補助事業等における消費税相当額の取扱いについて）において、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が、「補助金等の額の確定後、消費税の申告時に明らかになる場合」は、「消費税仕入控除税額が確定した段階で、補助事業者等は県に報告し、県はその額の返還を命ずる」とこととされ、加えて、平成 30 年 4 月 1 日に施行された都市再開発事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 12 条第 1 項において、「補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金等（中略）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別表の名称に掲げる消費税仕入控除税額報告書により、すみやかに知事に対して報告しなければならない」と規定され、同条第 2 項において、「知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする」とされている。

これらの規定に基づき、本件補助金に係る消費税仕入控除税額については、本件再開発組合が行った消費税確定申告において、「特定収入がある場合の仕入控除税額計算表」及び「税額計算の確認表」により消費税及び地方消費税の還付税額が確定しており、本件清算人は、令和 2 年 12 月 18 日付けで、知事に対し、「特定収入がある場合の仕入控除税額計算表」及び「税額計算の確認表」の写しを添付した「平成 28 年度消費税仕入控除税額報告書」を提出し、県は、消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額が 0 円であり、よって補助金返還相当額も 0 円であることを確認しており、上記の法令、通知及び要綱に基づき、適切に手続きが行われたものと認められる。

一方、請求人は、本件補助金について、県が消費税の還付金を返還の対象とするように条例等を整備しない行為及び交付決定通知書で通知しない行為が不法行為であると主張しているが、この主張には法令上の根拠が無く、また、「1 認定した事実」のとおり、県は、交付額と確定額が同額であること、消費税申告により確定した消費税仕入控除税額及び補助金返還相当額が0円であることを確認しており、消費税等に係る仕入控除税額の確定、実績報告、補助金額の確定及び返還については、法令、通知及び交付要綱に基づき適正に処理されていると認められることから、県へ返還すべき都市再開発事業補助金における消費税の還付金を返還しないことにより県に損害が生じているという請求人の主張には根拠がない。

## (2) 本件譲渡金を本件管理組合へ承継した行為が不当であるとの主張について

都市再開発法第48条において、「清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分できない」と規定され、残余財産の処分制限については、逐条解説（「都市再開発法解説（改訂8版）」国土交通省都市局市街地整備課監修）によれば、「残余財産の処分は、普通、組合員に還元する形で行われることとなろう」とされているところ、「1 認定した事実」のとおり、本件残余財産の処分は、本件再開発組合の組合員の意思に基づき、将来発生する可能性のある支出（近隣対策費、電波障害対策費及び全体共用部分不具合改善工事費）に充当するための資金として、その構成員を本件再開発組合と概ね同じくする本件管理組合へ承継するというかたちで還元したものであると認められるので、適法な手続を経ている。

さらに、本件譲渡金を本件管理組合へ承継した行為が不当であるとの請求人の主張は、本件残余財産に消費税の還付金が含まれている事実を踏まえた上で、その消費税の還付金が本来は県へ返還されるべきことを前提としたものであるが、上記(1)において述べた通り、その前提は成立せず、請求人の主張には全く理由がないと言わざるを得ない。

## 3 結論

以上のとおり、違法又は不当な財産（損害賠償請求権）の管理を怠る事実は認められないことから、本件監査請求には理由がない。